

長井市監査委員告示第 2 号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和3年5月24日

長井市監査委員 飯澤 常雄

長井市監査委員 蒲生 光男

記

1 監査の範囲 令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）の一般会計にかかる財務事務及び関連事務の執行状況

2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
令和3年5月24日（月）	教育総務課 学校教育課

3 監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、予算の執行等の財務に関する事務は長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められるが、学校教育課は、入札執行から契約締結までの事務の流れを再確認し適正に事務処理を行うこと及び起案文書等文書管理全体の適正化について留意を求めた。